

取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン

I 禁止商材

次に定める商材については、STOREE SAISONで出品することを禁止しています。

(1)法令で販売・所持が規制されているもの		
項番	分類	禁止商材例／禁止事項例
I -(1)-1	銃刀法・軽犯罪法違反商品	銃砲類、模造けん銃、けん銃部品、銃弾、砲弾、火縄銃等の古式銃砲、秘匿性の高い刃物、バタフライナイフ、刀剣類、改造モデルガン、改造エアガン、金属製のモデルガン、催涙スプレー
I -(1)-2	規制薬物及び指定薬物	麻薬、あへん、覚せい剤、向精神薬などの薬物、大麻草やけし等の植物
I -(1)-3	人体、臓器、細胞、血液	人体、臓器、細胞、血液
I -(1)-4	偽造文書等	偽造された文書、有価証券、通貨、カード(偽造キャッシュカード、偽造クレジットカード、偽造テレホンカード)、ホワイトカード・ICチップ、データスキミング装置、偽造印鑑
I -(1)-5	ワシントン条約、種の保存法等の条約・法令により取引規制がなされている動植物	密猟された動植物、販売禁止鳥獣
I -(1)-6	犯罪行為により取得された商品	窃盗、強盗、詐欺、恐喝などにより取得された商品
I -(1)-7	くじ類	宝くじ、富くじ、公営競技投票券、スポーツ振興くじ
I -(1)-8	医療用医薬品	・医療用医薬品(処方せん不要で販売可能なものも含める) ・医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品 (例)「タミフル」「バイアグラ」
I -(1)-9	要指導医薬品	厚生労働省の定める要指導医薬品
I -(1)-10	未承認医薬品関連商品	日本で未承認の医薬品成分を含有する健康食品、薬機法により配合が禁止されている医薬品成分を含有する化粧品
I -(1)-11	コンタクトレンズ	高度管理医療機器としての許可を得ていないコンタクトレンズ及びカラーコンタクトレンズ
I -(1)-12	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品の定義に該当するにもかかわらず、薬機法上の承認・届出がなされていない商品	・使用目的が医薬品的用途であるにも関わらず、医薬品として薬機法上の承認・届出等がなされていない商品 ・使用目的が医療機器的用途であるにも関わらず、医療機器として薬機法上の承認・届出等がなされていない商品 ・使用目的が医薬部外品の用途であるにも関わらず、医薬部外品として薬機法上の承認・届出等がなされていない商品 ・使用目的が化粧品的用途であるにも関わらず、化粧品として薬機法上の承認・届出等がなされていない商品
I -(1)-13	特殊開錠用具所持禁止法に抵触する道具	ピッキング用具、破壊用シリンダー回し、ホールソーのシリンダー用軸、サムターン回し
I -(1)-14	自動車車体及び自動二輪車	不正な改造を施された自動車車体及び自動二輪車
I -(1)-15	法令が定める規格・基準を記載していない商品、又は適合していることが確認できない商品	下記の表示・マークが貼付されていない商品 （偽造された表示・マークを貼付している場合も含む） ■PSCマーク ※登山用ロープ、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置（（例）レーザーポインター等）、浴槽用温水循環器、ライター ■PSEマーク ※直流電源装置（（例）ＡＣアダプター、充電器等）、エル・イー・ディー・電灯器具、エル・イー・ディー・ランプ、リチウムイオン蓄電池（（例）モバイルバッテリー等）等電気製品 ■PSTGマーク ※半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、半密閉燃焼式ガスストーブ、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま、ガスふろバーナー、開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式ガス瞬間湯沸器、開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式ガスストーブ、密閉燃焼式・屋外式ガスバーナー付ふろがま、ガスこんろ ■PSLPGマーク ※半密閉式瞬間湯沸器、半密閉式ストーブ、半密閉式バーナー付ふろがま、ふろバーナー、ふろがま、カートリッジガスこんろ、ガス栓、開放式・密閉式・屋外式瞬間湯沸器、開放式・密閉式・屋外式ストーブ、密閉式・屋外式バーナー付ふろがま、一般ガスこんろ、調整器、高圧ホース、低圧ホース、対震遮断器、ガス漏れ警報器など液化石油ガス用器具 ■Eマーク
I -(1)-16	違法行為に関連するチケット、金券	違法転売・ダフ屋行為などの違法行為に関連するチケット、金券

(2)公序良俗、モラルに反するもの		
項番	分類	禁止商材例／禁止事項例
I -(2)-1	危険ドラッグ	「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」等を含む危険ドラッグ
I -(2)-2	媚薬、シンナーなどの有機溶剤、ガス	本来の用途と異なる目的で販売されるシンナーなどの有機溶剤、ガス
I -(2)-3	生体	・哺乳類、鳥類、爬虫類の販売 ・魚類、両生類、昆虫の通常購入以外の取扱い
I -(2)-4	グロテスクな商品、嫌悪感又は不快感を与える商品	汚物、排泄物、廃棄物、動物死体、死体画像、犯罪現場の画像
I -(2)-5	使用済みの下着など	使用済みの下着、制服、水着、体操服
I -(2)-6	プライバシーを侵害する商品	盗撮写真、盗撮ビデオ、盗聴又は無断録音されたテープ類
I -(2)-7	モザイク除去機器	モザイク除去機器
I -(2)-8	反社会的勢力関連商品	反社会的勢力の名称・ロゴ等が入っている商品
I -(2)-9	交通取締を免れる等の脱法目的に利用されるおそれのある商品	・道路運送車両法に抵触するナンバープレートカバー、フレーム、ボルトカバー ・シートベルトキャンセラー（シートベルト未装着時に鳴る警告音を消す装置）
I -(2)-10	犯罪を誘発するおそれのある商品	犯罪方法やテロ行為の手引き、爆発物や武器の製造方法を伝授する商品、一度使用されたことのある鍵、マスターキー

(3)商品に関する契約等で譲渡・転売が禁止されているもの		
項番	分類	禁止商材例／禁止事項例
I -(3)-1	譲渡転売が禁止されている商品	・議決権行使書面 ・預貯金又は証券の口座、預貯金通帳、クレジットカード、キャッシュカード、ローンカード ・航空会社のマイレージ、その他各種ポイントカード、会員証 ・航空券、乗車券、入場券・サンプル盤、デモ盤として貸与されているCD、DVD、ゲームソフト、コンピュータソフト ・企業が販促のために頒布しているポスター、パンフレット、看板 ・契約者名義を「使用者本人の名義に変更すること」を前提としない開通済みのスマートフォン、携帯電話

(4)悪用されるおそれのあるもの		
項番	分類	禁止商材例／禁止事項例
I -(4)-1	個人情報、プライバシーに関する情報	名簿、卒業アルバム、住所録、住民票、戸籍抄本・謄本、登記簿謄本、他人のID又はパスワード
I -(4)-2	身分証明書	免許証、パスポート、健康保険証
I -(4)-3	官公庁又は企業の入館証など	官公庁又は企業の入館証、社員章、役職や身分を示すバッジ、議員バッジ、弁護士バッジ、警察官制服、警察手帳
I -(4)-4	盗聴又は盗撮に悪用されるおそれのある商品	ピンホールカメラ又は小型カメラが仕込まれたカムフラージュカメラ(ペン、めがね、時計等、カメラ以外の商品に見せかけたカメラ)、コンクリートマイク、盗聴電波受信用のレシーバ
I -(4)-5	印章作成サービス	印影から印章を作成するサービス

(5)青少年の保護育成上好ましくないもの		
項番	分類	禁止商材例／禁止事項例
I -(5)-1	児童ポルノ 作品	児童ポルノ 及び児童ポルノ に該当するおそれのある作品
I -(5)-2	青少年の保護育成上好ましくない商品	青少年の保護育成上好ましくないビデオ、DVD、写真集、ゲームソフト、書籍、雑誌、フィギュア
I -(5)-3	アダルトグッズ	いわゆる大人のおもちゃ、マッサージ目的をうたう商品 ・商品の形状・機能・構造、パッケージ等から、性的感情を刺激する又は性的欲望を満たすために使用される玩具、道具・性器を露骨に表現し又は容易に連想させる形状の玩具、道具・専ら性的な行為の用に供する商品(コンドームを除く)に該当すると確認される商品 (例)SMグッズ(手枷、足枷、鞭)、オナホール、ダッチワイフ、エアドール、ラブドール、ラブビロー、バイブレーター、ピンクローター、コックリング、包茎矯正リング、ペニス増大器具、ディルド、マグラ、ペニスバンド、膣トレーニンググッズ、アナルパール、媚薬、ラブコスメ、スケベ椅子 ※ローション、ジェルに関しては性的行為を示唆する表現の記載を禁止とする
I -(5)-4	性風俗店の宣伝広告等	性風俗店の宣伝広告、チケット

(6)危険なもの		
項番	分類	禁止商材例／禁止事項例
I -(6)-1	爆発物・危険物	火薬、爆発物、灯油、ガソリン、各種高压ガス、液化石油ガス ※家庭用の花火は除く
I -(6)-2	劇物・毒物	医薬用外劇物、医薬用外毒物
I -(6)-3	注射針のついた注射器	サージカルニードル
I -(6)-4	武器として使用されるおそれのある商品	多節棍、トンファー、手裏剣、ポーガン、クロスボウ、洋弓銃、スタンガン、スピアガン、水中銃、スリングショット、ヌンチャク、ナックルガード、メリケンサック、警棒

(7)他人の権利・利益を侵害する可能性のあるもの		
項番	分類	禁止商材例／禁止事項例
I -(7)-1	権利侵害品	・偽ブランド品、真正のブランド品であると証明できない商品 ・ブランド品とデザインやロゴマークが類似する商品 ・レプリカ、ブランド品の一部や包装用具を加工したリメイク品 ・その他、消費者がブランド品と混同、誤解、類似するものと意識する商品 ・その他、他人の商標権を侵害する商品
		CD・DVD・ビデオ・テープ・ソフトウェア・ゲームソフトなどのコピー、複製されたデジタルデータそのもの及びその記録媒体、テレビ・ラジオの録画録音テープ、海賊版、許諾なく他人の著作物をブレインストールしたハードウェアなどの機器、いわゆるマジコン、コピーガードキャンセラー、スクランブルキャンセラー、MODチップ、ベータ版、アカデミーパックの転売、ボリュームライセンス商品の転売・ばら売り、その他他人の著作権を侵害する商品
		アイドルコラージュ、有名人の生写真、有名人の画像や名前を無断で使用した商品
		他人の業務を妨害したり迷惑をかける商品、他人を誹謗・中傷・差別するおそれのある商品、その他他人の名誉・信用を毀損する商品

(8)その他当社が不適切と判断したもの

項番	分類	禁止商材例／禁止事項例
I -(8)-1	健康被害等の重大な事故を引き起こすおそれのある商品	・ 身体への安全性が確認できない食品・開封済の医薬品、医薬部外品、化粧品 (例) 一度ふたを開けた医薬品、医薬部外品、化粧品など、内容物が外気に触れる状態となった商品 ・ 小売店、BtoCサイト等、一般消費者のみを対象とした販売店から購入した食品
I -(8)-2	消費期限切れ食品	「消費期限」の切れた食品
I -(8)-3	使用期限切れ医薬品	使用期限の切れた医薬品、医薬部外品、化粧品、動物用医薬品、動物用医薬部外品
I -(8)-4	医薬品以外の性的機能の強化・改善を目的とする商品	・ 以下の文言が商品名に含まれる商品、又は以下の文言が商品説明文等に記載されている商品 (例) 精力、絶倫、勃起、陰茎、強精、射精、早漏、男性機能、性的機能、生殖機能、バイアグラ、ナイトライフ、ナイトサプリ
I -(8)-5	招待代行等、ゲームに関するデータや特典その他の利益	ゲーム等のアカウント、招待ID、及び顧客の招待IDを使用することを約する類のサービス(招待代行)など、ゲームに関するデータ、特典その他の利益、RMT(リアルマネートレード)
I -(8)-6	反社会的宗教団体と関連する商品	反社会的宗教団体と関連する商品
I -(8)-7	希少動物やその加工品	ぞう科の牙(象牙)やうみがめ科((例) タイマイ)の甲、及びそれらを用いた製品
I -(8)-8	金地金商品	金の延べ棒、ゴールドバー、金のインゴット等の金地金商品 ※金以外の商品は規制対象外。また、金製品であったとしても、金貨、金のアクセサリは規制対象外。
I -(8)-9	医薬品	※動物用医薬品を含む
I -(8)-10	無許可食品	※行政機関からの許可が必要であるにもかかわらず無許可のまま製造された食品
I -(8)-11	たばこ	※海外で購入したたばこを含み、たばこ葉及びニコチンを含有しない電子たばこは除く
I -(8)-12	ブランドノベルティ品	※企業が自社や自社商品の宣伝等の目的で、自社の企業名やブランド名称を入れて無料配布する商品
I -(8)-13	中古品	中古ゲームソフト、ブランドリサイクル品、中古車、中古エアバッグ ※当社が特に認めた場合を除く
I -(8)-14	PCソフトウェア	
I -(8)-15	携帯電話等中古携帯通信端末	
I -(8)-16	回線契約を伴う商品	ADSL、光回線、モバイル通信回線等の回線契約を伴う商品、又は、それに類すると判断される商品
I -(8)-17	金券	ギフト券、プリペイドカード、株主優待券、切符 ※チケットやクーポン等当社が特に認めた場合を除く
I -(8)-18	有価証券・会員権	※ゴルフ会員権を含む。
I -(8)-19	金融・保険	
I -(8)-20	不動産	
I -(8)-21	プロスポーツライセンス商材	※当社が特に認めた場合を除く
I -(8)-22	特定継続的役務	エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の提供

II 禁止行為

次に定める行為をSTOREE SAISONで行うことは禁止されています。

(1)法令・公序良俗に反する行為		
項番	分類	禁止事項例
II-(1)-1	詐欺的な行為	・会員からお支払を受けたにもかかわらず商品を届けないこと ・登録されている商品とは異なる商品を届けること ・他人のカード情報を獲得し、そのカード情報を元に購入すること
II-(1)-2	脅迫行為	会員への暴言、誹謗中傷
II-(1)-3	個人情報漏洩	・明細書などの書類の誤送付 ・メールの誤送信（宛先間違い） ・顧客メールアドレスを全て宛先に含めて送信すること ・システムの不備や人為ミスなど理由の如何にかかわらず、顧客の個人情報を流出すること ・顧客の個人情報が入った記録媒体を紛失してしまうこと ・顧客の個人情報を収集し転売すること ・SNSなどにお客様の個人情報を載せてしまうこと
II-(1)-4	卑猥な表現、青少年やお子様の閲覧にふさわしくない表現等を記載すること	以下のような過度に露出のある画像・動画等を用いて、商品の宣伝を行うこと （例） ・性器やアンダーヘアが見えている、又は透けているもの（へそ下の毛がアンダーヘアとつながっているようなものも対象） ・何も身に着けていない状態の臀部が見えているもの（Tバック下着を着用していると分かるものは可） ・乳首（乳輪を含む）が見えている、又は透けているもの（被写体が女性の場合のみ） ・本来であれば明らかに透けていたり露出していたりする部分を★マーク等や腕等で隠したり、モザイク処理や画像修正を行ったもの
II-(1)-5	マルチ商法等	ねずみ講(無限連鎖講)、連鎖販売取引(マルチ商法)、紹介販売システム、代理店契約、内職商法、モニター商法、資格商法
II-(1)-6	必須記載事項未記載(返品特約)	特商法にて定められた、返品方法の記載をしていないこと
II-(1)-7	景表法違反(おとり広告)	・取引を行うための準備がなされていない場合のその商品等についての表示 ※店舗都合による注文キャンセルを継続的に繰り返す行為など、合理的理由がないにもかかわらず商品等の全部又は一部について取引に応じることができない場合、上記表示に該当すると判断する。 ・商品等の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示 ・商品等の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示・実際には取引する意思がない商品等についての表示 【参考】消費者庁 おとり広告に関する表示
II-(1)-8	景表法違反(景品規制)	景品表示法にて定められた、「景品類」のルールに反する行為 【参考】消費者庁 景品規制の概要
II-(1)-9	商品価格設定に関する不適切行為	・自然災害や事故に乗じた価格設定 （1）自然災害や事故に乗じた価格設定 自然災害や事故（地震・大雪・感染症の流行など）に際し、水・乾電池等の生活必需品や、マスク・除雪スコップ等の物品に関し、 通常の市場価格に比較し著しく高い価格を設定して販売する行為。 （2）入手困難な商品に関する価格設定 一時的なブームにより特定の商品に多くの需要が発生し、当該商品を通常の市場価格を超える出店者様の責任で価格設定をすることは、自由な商業活動の範囲内と考えます。ただし、そうした状態が社会問題化し、批判的な報道、事件等を引き起こす可能性を十分に認識し、ご対応ください。 ・非売品について 入手困難な非売品（特定の商品の購入特典等）を販売する場合には、上記の内容のほか、以下の2点にご留意ください。 （1）一旦市場に流通したものを一般顧客から買い取って販売するなど古物を販売する場合には、販売者は古物免許の取得等、必要な許認可を取得する必要があること。 （2）当該売品の権利者が転売等を禁止している場合には、STOREE SAISONの取扱い禁止商材である「他人の権利・利益を侵害する可能性のあるもの」の販売行為に該当すること。
II-(1)-10	必須記載事項未記載（健康食品等）	薬機法関連商材の取扱いに関する必須記載事項未記載
II-(1)-11	薬機法違反広告	薬機法関連商材の取扱いに関する不適切表示・広告
II-(1)-12	必須記載事項未記載（家電製品）	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく必須記載事項未記載

(2)価格表示に関する禁止行為		
項番	分類	禁止事項例
II-(2)-1	不当な価格表示	・二重価格（割引表示）に関するガイドラインに違反する行為 ・景品表示法に違反する不当な二重価格表示 【参考】景品表示法 【参考】不当な価格表示についての景品表示法の考え方

(3)表示全般に関する禁止行為		
項番	分類	禁止事項例
Ⅱ-(3)-1	不適切な検索対策	隠しテキストを入れること (例) 背景色と同じ文字色のテキスト記載、視認できないサイズの小さなフォントでのテキスト記載、HTMLへの隠しテキスト記載等、 ユーザが認識することができないテキスト記載を行うこと
Ⅱ-(3)-2	迷信又は迷信に類し、著しく非科学的な表現を用いること	迷信や非科学的な表現を言い切りで用いること (例) 「●●病が治った」「●●病に効く」「治癒」「●●症が治った」など具体的に病名や症状を出して効果効能があるようにうたうこと
Ⅱ-(3)-3	違法行為、脱法行為、その他法令や規制の適用を免れることを明示・暗示する記載を行うこと	「警察の取締りを逃れることができます」と商品説明文などに記載すること
Ⅱ-(3)-4	他店舗との価格やサービスの比較行為	比較内容が事実であるかを問わず、具体的な他店との比較行為を行うこと
Ⅱ-(3)-5	不適切な最上級表現、表示を行うこと	「No.1」「一番」「トップ」「日本一」「世界一」「最安」その他のNo.1表示について、当該表示の内容が客観的な調査に基づかず、又は調査結果を正確かつ適切に引用していないこと
Ⅱ-(3)-6	商品の在庫設定・納期情報設定および配送に関するガイドライン違反	商品の在庫設定・納期情報設定および配送に関するガイドラインに違反する行為
Ⅱ-(3)-7	必須記載事項未記載(ストア情報)	特定商取引法にて定める遵守事項(通信販売業者の広告表示義務)に反する行為 【参考】特定商取引に関する法律のガイドライン
Ⅱ-(3)-8	不適切な商品情報の登録	故意に不適切なカテゴリ、JAN(またはISBN)コード、その他商品情報を登録し、ユーザーに誤解を与える行為
Ⅱ-(3)-9	優良誤認表示、有利誤認表示その他の不当表示を行うこと	・ 以下のような、品質、規格その他の内容について著しく優良であると誤認される表示を行うこと (例) ・ 商品の産地・ブランド・品質について事実と異なる表示を行うこと ・ 「確実に〇kg痩せます」「体重激減」など、確実に必ず痩せることができるかのように表示すること ・ 以下のような、価格その他の取引条件について、著しく有利であると誤認される表示を行うこと (例) ・ 価格の安さを強調した上で販売価格を吊り上げること、販売価格を吊り上げた上で割引率等を用いた表示を行うこと ・ 実際に値引きの期間に限定を設けていないにもかかわらず、「期間限定」「今だけ」等の表示を行うこと ・ 数量限定、対象者限定等の限定表示を行う際、事実と異なる虚偽の限定表示を行うこと 【参考】消費者庁 表示規制の概要
Ⅱ-(3)-10	必須記載事項の未記載(食品表示)	食品販売にあたっての必須記載事項の未記載
Ⅱ-(3)-11	必須記載事項未記載（法令上、公道での使用が禁止されている乗物）	法令上、公道での使用が禁止されている乗物を取り扱う際に、対象商品ページ上に「道路交通法上、公道での使用が禁止されていること」という必須記載事項を記載しないこと (記載例)「本商品は、道路交通法上、公道での使用が禁止されています。私有地での使用をお願いします。」
Ⅱ-(3)-12	必須記載事項未記載(酒類販売)	酒類販売に関する必須記載事項の未記載や不備記載

(4)STOREE SAISON又は第三者の権利を侵害する行為		
項番	分類	禁止事項例
Ⅱ-(4)-1	著作権、肖像権等を侵害する表記	・ 他人の著作権、肖像権、パブリシティ権の侵害となるような、以下の行為 (例) ・ 掲載許可のない、有名人画像や他人 ・ 他店舗の著作物の使用 ・ 掲載許可のない、メディアコンテンツ（雑誌・新聞等）の使用 ・ 「〇〇さんが愛用」「ドラマ〇〇で使用」「雑誌〇〇で紹介！」などの記載 ※他人の著作物等を掲載する際は、必ず当該権利者から事前に掲載許諾を得ること
Ⅱ-(4)-2	商標権を侵害する表記	・ 商品と無関係の商標を無断で使用する ・ 商品と無関係の商標を使って、〇〇タイプ又は〇〇風といった表記をすること
Ⅱ-(4)-3	名誉棄損、プライバシー侵害	他人の誹謗中傷、名誉棄損、プライバシー侵害その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
Ⅱ-(4)-4	事前申請のないプレスリリース	マスコミ対応・プレスリリースのガイドラインに違反する行為

(5)課金を回避することを目的とする行為		
項番	分類	禁止事項例
Ⅱ-(5)-1	サイト外取引及びそれを誘導する行為	・ STOREE SAISON出店サービス以外の機能・電話・FAX・メール・SNS等を使って、STOREE SAISONの買い物カゴを通さずに、会員と取引を行うこと ・ 電話・FAX・メールなど、STOREE SAISON外での購入が可能であることを記載すること ・ 問合わせを受けた際にSTOREE SAISONを介さず、メール等で受注すること ・ STOREE SAISONより、実店舗・リアルイベントでの購入を積極的に優遇する旨記載すること ・ STOREE SAISONで取り扱っていない商品・サービスの案内を記載すること ・ STOREE SAISONの店舗運営上知り得た個人情報を利用し、ダイレクトメールの送付、電話営業、訪問販売などを行うこと ・ 在庫切れと表示されている商品について、予約を承りますと記載すること
Ⅱ-(5)-2	外部リンク、外部サイト誘導	・ 当社が特に認めた場合を除き、出店ページ、メール、配送物（同梱物、梱包材含む）、STOREE SAISONが提供する広告枠その他の会員への連絡手段内に、自社サイトや競合サイト、SNSサイトなど、STOREE SAISON外のサイトのURLを記載することおよび誘導・紹介すること（URLの一部を抜粋した記載やQRコード、外部サイト名を記載することも含む）

(6)不正なシステム利用		
項番	分類	禁止事項例
II-(6)-1	架空注文	店舗関係者が実体のない注文を行うこと ※二重売上、架空売上、売上代金の水増し、売上代金の分割記載、その他不実記載および不当価格、他人名義での売上等の虚偽の売上行為を含むがこれらに限られません
II-(6)-2	不適切な検索対策(同一商品複数登録)	販売条件がすべて同一の商品を複数登録すること
II-(6)-3	STOREE SAISONのシステムに障害をきたすおそれのある行為	・不正なソフトウェアやスクリプトを使用してSTOREE SAISONの管理画面及びシステムに異常な回数のアクセスをすること、又は顧客情報を収集すること ・キーワード入力補助での表示を目的として大量の検索クエリを送信する等、モールに関し利用しうる情報を改ざんする行為 ・有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為 ・サーバその他STOREE SAISONのコンピュータに不正にアクセスする行為

(7)その他当社が不適当と判断した行為		
項番	分類	禁止事項例
II-(7)-1	STOREE SAISONが販売主と誤解を与える記載等	STOREE SAISONが販売主であるような、又は何らかの保証をしているような記載を行うこと
II-(7)-2	商取引以外を目的とする出店	当社が特に認めた場合を除き、物品販売、役務提供等の商取引以外を目的とする出店 ・市場調査目的の出店 ・個人情報収集目的の出店 ・ショッピングモールの運営ノウハウを取得する目的での出店 ・商取引を主たる目的としない団体・サークル・グループへの勧誘、思想宣伝、広報活動※布教活動、宗教団体・政治結社などの思想団体への勧誘なども含む
II-(7)-3	不適切な個人情報の取扱い	受注確認用メールアドレスを個人用アドレスや携帯アドレスに転送設定すること
II-(7)-4	永久不減ポイントの換金行為	金券など換金率の高い商品を永久不減ポイントを利用し、購入させることによって換金化を促しているもの(例)永久不減ポイントを現金でキャッシュバック！【販売⇒即買取】金券1,000円 ※永久不減ポイントの現金化を前提とした商品販売、換金先のあっせんも含む
II-(7)-5	ネットワークビジネスを行うこと	マルチ商法等のネットワークビジネスをSTOREE SAISONで行うこと
II-(7)-6	検索エンジン等のサービス提供を行う第三者が、当該サービスの利用規約、ガイドライン等で禁止する事項を行うこと	検索エンジンによる検索結果の順位を操作することを目的として、リンクの売買、交換、設置等を行うこと ※自社が依頼した第三者の業者が行う場合も含む
II-(7)-7	連絡困難な状況となること	会員又はクレディセゾンが架電を行い、営業時間中に連絡がとれない状況が複数回確認されること ※時間帯や日にちを変えて、複数回コンタクトさせていただいた上で、会員及び当社との連絡が困難な状況にあるか否かを判断
II-(7)- 8	20歳未満のお客様への電子たばこ及びたばこ関連製品の販売	20歳未満のお客様への電子たばこ及びたばこ関連製品の販売又はそのおそれのある行為を行うこと
II-(7)- 9	当社が全店舗に提供している共通コンテンツを隠す、崩す行為	・画面サイズやページのレイアウト、その他フリーエリア以外を隠す、崩す行為 ・GIF、JSによる動作などの使用
II-(7)-10	商品名・検索キーワード登録ガイドライン違反	商品名・検索キーワード登録ガイドラインに違反する行為
II-(7)-11	画像に関するガイドライン違反	画像に関するガイドラインに違反する行為
II-(7)-12	ストア運営ガイドライン違反	ストア運営ガイドラインに違反する行為
II-(7)-13	役務の提供に関するガイドライン違反	役務の提供に関するガイドラインに違反する行為